

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

(1) 運転技能検査に関する規定の整備

運転技能検査の対象となる基準として、運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に基準違反行為（普通自動車等の運転に関し行われた信号無視等の違反行為）をしたことがあること等を定めることについて

この項目に対しては、

○ 75歳以上の高齢運転者については、違反歴にかかわらず、全員を運転技能検査の対象とすべきである。

といった御意見や、

○ 基準違反行為の範囲が広すぎる。

○ 高齢運転者が起こしやすい違反行為に絞るべきではないか。

○ 過去3年以内に基準違反行為をしたことが、交通事故を起こす予兆として利用できるといえるデータはあるのか。

といった御意見がありました。

運転技能検査については、その結果が一定の基準に該当する場合には運転免許証の更新を受けることができないこととされているところ、このような運転免許の喪失につながり得る制度を導入するに当たっては、75歳以上の高齢運転者全員を一律に対象とするのではなく、将来において死亡・重傷事故を起こす危険性が高いと認められる者に限定して対象とすることが適当であると考えています。

こうした観点から、令和2年度の調査研究において、個々の違反歴と死亡・重傷事故の起こしやすさとの関連について分析を行った結果、75歳以上の高齢運転者で過去3年間に基準違反行為をしたことがある者は、75歳以上の高齢運転者全体と比べて死亡・重傷事故を起こす割合が2倍以上となっていることが明らかとなったことから、75歳以上の高齢運転者で過去3年間に基準違反行為をしたことがある者を運転技能検査の対象とすることとしたものです。

(2) 申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備

申請による運転免許の条件の付与等を行わない場合として、当該申請に係る条件の付与等をして、運転することができる自動車等の種類その他自動車等

## を運転することについての条件が実質的に変更されることとならないとき等を定めることについて

この項目に対しては、

- 「自動車等を運転することについての条件が実質的に変更されることとならないとき」とは、具体的にどのような場合かが分かりにくい。原案のままとするのであれば、制度の周知・広報の際は、具体例を示しながら分かりやすく説明してほしい。

といった御意見がありました。

申請による条件の付与等については、例えば、普通自動車免許に条件の付与の申請をした者が、上位免許（大型自動車免許等）を保有している場合には、普通自動車免許のみに条件を付与しても、上位免許（大型自動車免許等）によって条件外の自動車を運転することが可能であり、実益がないことから、このような条件の付与は行わないこととしています。

また、これ以外の場合であっても、例えば、普通自動車を運転することができない運転免許に、運転することができる普通自動車の種類を限定する条件を付与する場合等、運転免許に条件を付与等する実益がない場合は、そのような条件の付与等はしないこととしているものです。

今後、こうした制度の内容について、警察庁のウェブサイト等を通じて広報・周知を行うに当たっては、分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えています。

## 2 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

大型自動車免許等の受験資格等の特例を受けるための教習として、大型自動車等の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって都道府県公安委員会が指定した課程により行うものを定めることについて

この項目に対しては、

- 路線バスの運転士不足は深刻であるので、改正案のとおり速やかに見直してほしい。
- 19歳の者は運転距離及び運転時間が短く、19歳からの大型自動車免許の取得は危険であるため反対である。

といった御意見や、

- 若年ドライバーによる交通事故を防止するため、受験資格の特例を受けるための教習の課程について十分に検討してほしい。
- 教習の内容は大型自動車等を運転することの危険性の理解にも重点を置いたものとしてほしい。

といった御意見がありました。

大型自動車免許等の受験資格等の特例については、令和2年度に行った調査研究において作成した教習カリキュラムに基づいて実験教習等を行った結果、19歳かつ普通自動車免許等保有1年以上2年未満の者であっても、21歳以上かつ普通自動車免許等保有3年以上の者を上回る運転技能等が備わることが確認されたことから、このような一定の教習を修了した者について、大型自動車免許等の受験資格を19歳以上かつ普通自動車免許等保有1年以上に引き下げる等の特例を設けることとしたものです。あわせて、大型自動車免許等の本来の受験資格が定める年齢要件（大型自動車免許及び第二種運転免許については21歳、中型自動車免許については20歳）に達するまでの間（若年運転者期間）に、違反行為をして一定の基準に該当した場合には、若年運転者講習の受講を義務付けるとともに、これを受講しなかった場合等には、年齢要件に係る特例を受けて取得した大型自動車免許等を取り消すなど、運転免許取得後の安全対策も講じているところです。

また、大型自動車免許等の受験資格等の特例を受けるための教習の課程の内容については、令和2年度に行った調査研究において作成した教習カリキュラムの内容を踏まえ、国家公安委員会規則において定めることとしています。

### 3 その他の改正内容

#### (1) 自動車の積載物の長さ及び幅の制限等を改めることについて

この項目に対しては、

- 輸送の効率化や建設現場における生産性の向上等、幅広い産業への効果が期待できる。

といった御意見があった一方、

- 積載物の幅の制限等を緩和することは、危険ではないか。

といった御意見がありました。

今回の改正は、後写鏡の効用等を失わせることなく、自動車の車体からはみ出して積載可能な長さ又は幅を確認するための走行実験を実施し、自動車の走行安定性等が確保されること、周囲の交通に与える影響がほとんどないこと等が確認された範囲内で、積載に関する制限を緩和することとしたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。

#### (2) 高齢者講習の手数料の標準を改めることについて

この項目に対しては、

- 現行のように認知機能検査の結果に応じて手数料の額に差を設けるべきではないか。

- 高齢者講習の手数料の標準額が高めに設定されている理由を教えてほしい

い。

- 高齢者講習の手数料の標準額の引き上げは負担が増加する。
  - 高齢者講習の手数料の標準額を引き下げてほしい。
- といった御意見がありました。

令和2年の道路交通法の一部改正では、75歳以上で一定の違反歴がある者に対する運転技能検査の制度を導入する一方で、高齢者講習の実車指導においても、運転技能検査と同様の客観的指標を用いた評価を行い、当該評価の結果に基づいてその後の安全指導を行うよう、高齢者講習の態様を見直すことを前提に、75歳以上の者に対する高齢者講習を認知機能検査の結果に基づいて行うことは要しないこととされました。このため、現行のような認知機能検査の結果に応じた高齢者講習の手数料の区分は設けないこととしたものです。

また、高齢者講習の手数料の標準額については、高齢者講習の事務の実態を踏まえ、その実施に必要な指導員の人件費、運転適性検査器材の整備に要する経費等の物件費及び講習会場の借上費等の施設費に係る実費を勘案し、所要の額を定めているものです。

#### 4 その他

政令案に対する直接の御意見ではありませんが、

- 運転技能検査の対象者の年齢や、実施方法等に関する御意見
  - 高齢運転者の運転免許証の有効期間に関する御意見
  - 大型自動車免許等の受験資格の緩和に伴う安全対策等に関する御意見
- 等がありました。

頂いた御意見について、今後の参考とさせていただきます。